【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月19日
【発行者名】	朝日ライフ　アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　山口　道男
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【事務連絡者氏名】	塩山　和俊
【電話番号】	03-3323-6201
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	朝日ライフ　クオンツ　日本株オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額　上限1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

朝日ライフ　クオンツ　日本株オープン

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

②ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社である朝日ライフ アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

③委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、2.16%[注]（税抜2.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

注：消費税率が10%となった場合は2.2%となります。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2019年9月20日から2020年3月23日までとします。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、取得申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。
振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に支払うものとします。取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

①当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります（販売会社によっては、取り扱うコースがどちらか一方になる場合があります。また、コース名は販売会社により異なる場合があります。）。
②取得申込金額には、利息はつきません。
③日本以外の地域における発行は行っていません。
④振替受益権について
ファンドの受益権は、投資信託振替制度の受益権であり、社振法の規定の適用を受け、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われます。
ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
（１）【ファンドの目的及び基本的性格】
①ファンドの目的

TOPIX※との連動性を重視しつつ、長期的にTOPIXを上回る収益の確保を目的とします。

※TOPIX（東証株価指数：TOPIXはTokyo Stock Price Indexの略称）は、東京証券取引所第一部に上場しているすべての銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。1968年1月4日（基準日）の時価総額を100とした場合、現在の時価総額がどの程度かを表します。株式市場全体の資産価値の変化を通じて、株価の変動をみようとするものです。

②商品分類・属性区分

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次のとおりです。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回（隔月）	欧州	
債券	年12回（毎月）	アジア	
一般	日々	オセアニア	
公債	その他（　　）	中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東（中東）	
クレジット属性		エマージング	
（　　）			
不動産投信			
その他資産（投資信託証券（株式））			
資産複合			
資産配分固定型			
資産配分変動型			

＜各分類および区分の定義＞

商品分類

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書または信託約款において、主として株式に投資する投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。

決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託※（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 ※マザーファンドということがあります。

（注1）上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。
（注2）その他の商品分類・属性区分の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

③信託金の限度額

1,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式市場全体の動きをあらわすTOPIXとの連動性を重視しつつ、長期的にTOPIXを上回る収益の確保を目的として運用を行います。

当ファンドの特色は、当該マザーファンドの特色と同様ですので、「＜参考＞マザーファンドの特色」をご覧ください。

＜参考＞マザーファンドの特色

朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド

①運用の特色

１）東京証券取引所第一部上場株式を主要投資対象とします。

２）コンピュータを用いて統計的手法により銘柄を選定するクオンツ運用を行います。

・東京証券取引所第一部上場銘柄（金融・電力・ガス株を除く）を企業規模等の特徴にしたがって6つの銘柄グループに分類します。
・グループごとに投資尺度の有効性を検証し、有効性が高い投資尺度を組み合わせて銘柄評価モデル（クオンツモデル）を構築します。
・クオンツモデルの評価にしたがって、グループごとに魅力あると見込まれる銘柄を選びます。
・金融・電力・ガス株は財務分析等により銘柄を選定します。
・特定のグループに集中投資しすぎていないか、業種に極端な偏りがないかの検証を行います。

②個別銘柄選定のプロセス

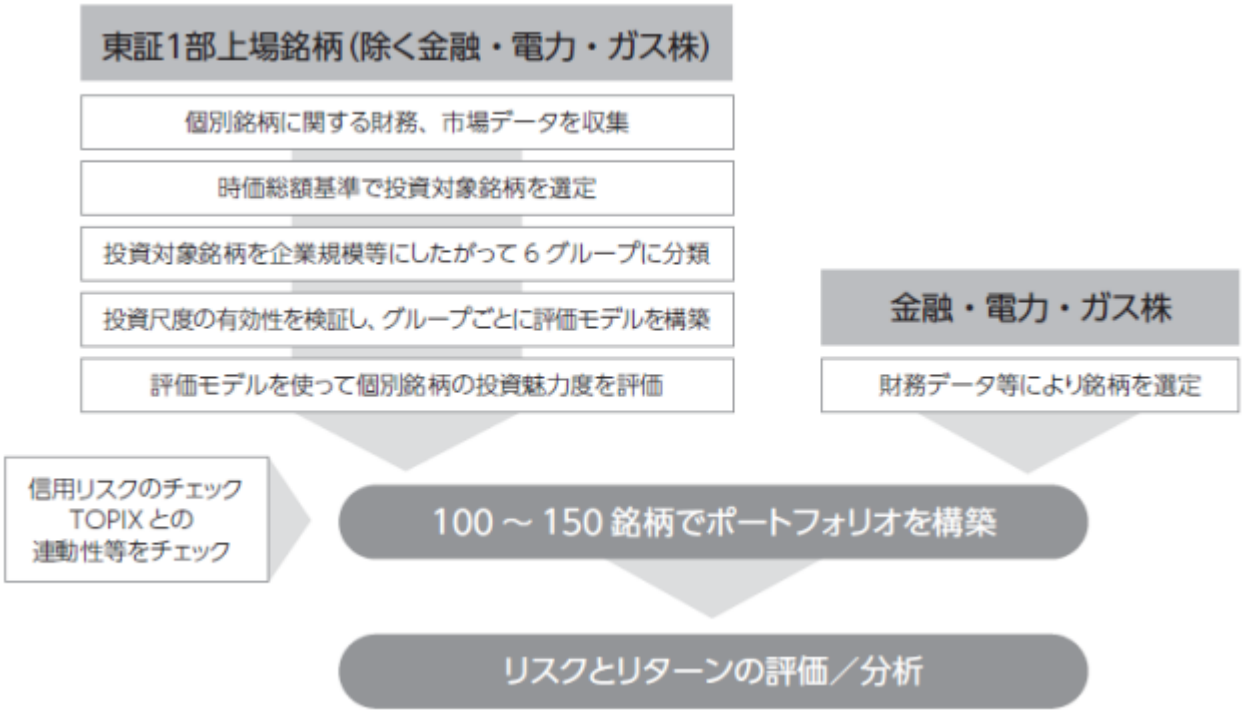

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

1999年7月2日　信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者から集めた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。

②ファンドの仕組み及び関係法人

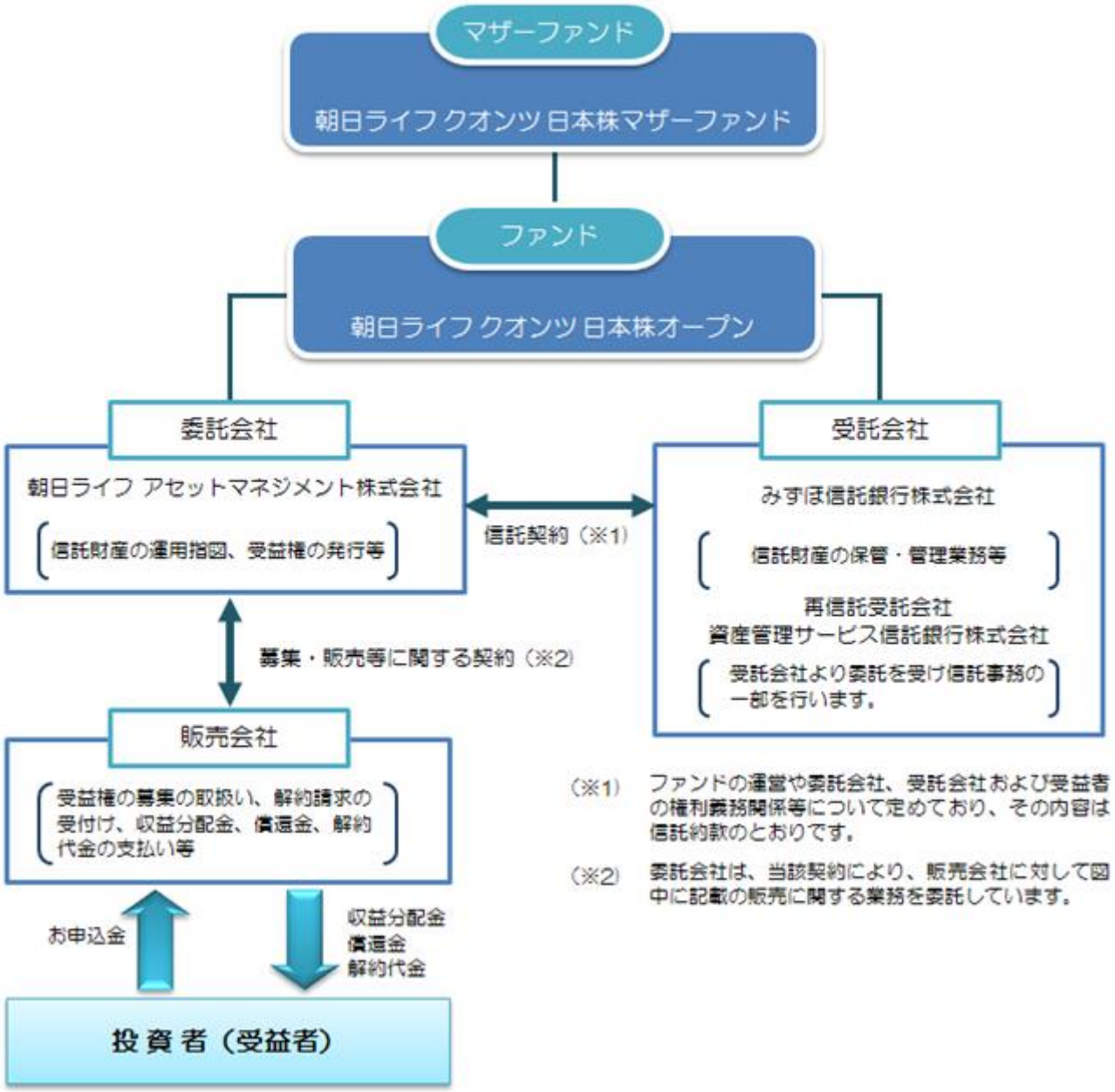

③委託会社の概況

１）資本金の額（2019年7月末現在）

30億円

２）会社の沿革

1985年7月　朝日生命投資顧問株式会社設立

1999年4月　朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更

３）大株主の状況（2019年7月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2－6－1	32,000株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①東京証券取引所第一部上場株式を主要投資対象とする朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

②原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は、高位に保つことを基本とし、非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の

信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は信託財産総額の50%以下とします。ただし、投資環境等によっては、弾力的に変更する場合があります。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（２）【投資対象】

①委託会社は、信託金を、主として朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
８）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
９）特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12）外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記１）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、主として有価証券に投資を行うものとします。）
14）投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるもので、本邦通貨表示のものとします。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるもので、本邦通貨表示のものとします。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、有価証券にかかるものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨表示のものとします。）
18）外国法人が発行する本邦通貨表示の譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもので、本邦通貨表示のもの

なお、１）の証券または証書、12）および17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものならびに14）の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券ならびに12）および17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）および14）の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

②委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

③前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記②の１）から５）までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（３）【運用体制】

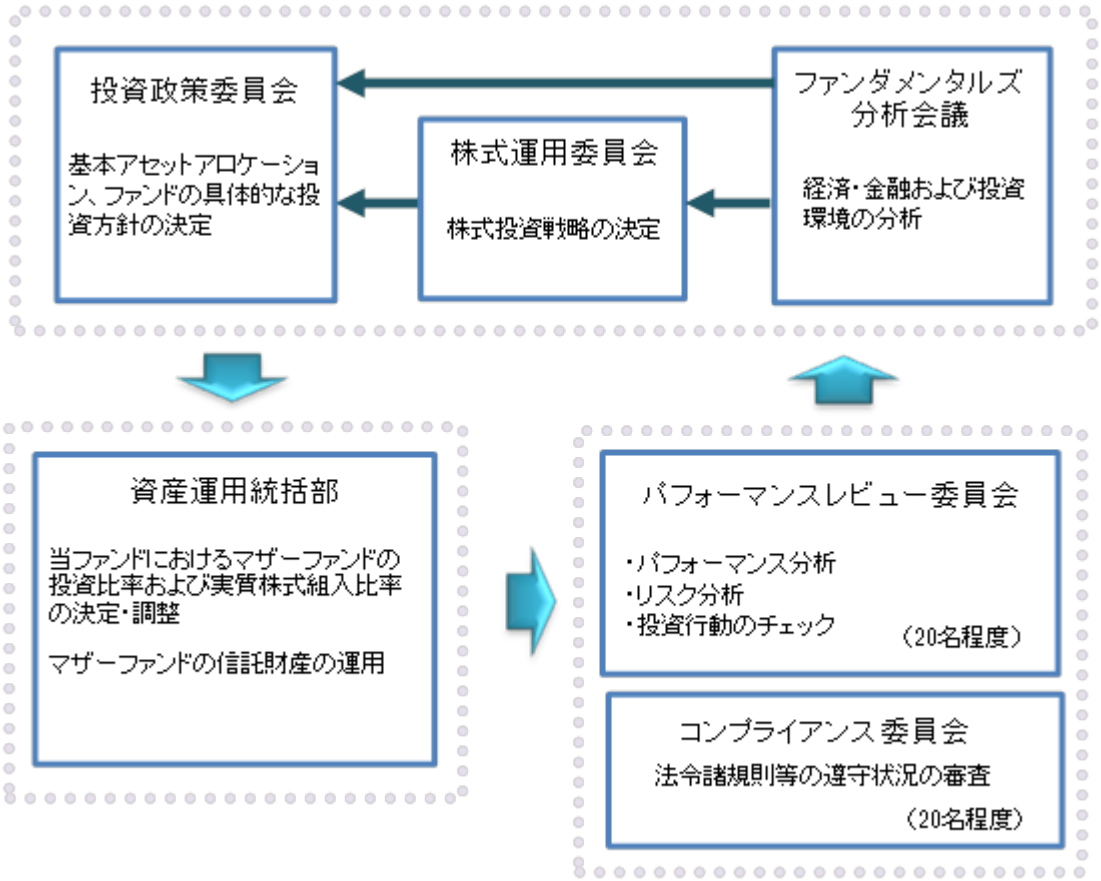

ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。
また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。
①以下のプロセスで運用に関する意思決定を行います。
１）ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて株式運用委員会を開催し、株式および各プロダクトの投資戦略を決定します。
２）投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。
②資産運用統括部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。
１）当ファンドにおけるマザーファンドの投資比率および実質株式組入比率の決定・調整を行います。
２）マザーファンドの信託財産の運用を行います。
③パフォーマンスレビュー委員会（20名程度）でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会（20名程度）で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンスレビュー委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等により構成され、経営の立場から適切に管理・監督を行います。
④受託会社等のファンドの関係法人（販売会社を除く）の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定期的に受領しています。

（注）委員会および部の名称等は変更される場合があります。

（４）【分配方針】

①毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

１）分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２）収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

３）収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

②分配時期

決算日は、毎年6月22日（休業日の場合は翌営業日）です。

③収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

１）分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

２）自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(注)将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①信託約款に定める投資制限

１）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」２．（３）＞

２）委託会社は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第19条第4項＞

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第6項＞（以下３）、５）、６）、７）において同じ。）

３）委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第19条第5項＞

４）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」ということがあります。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。＜信託約款第21条第1項＞

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。＜同条第2項＞

5）委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第22条第1項＞

6）委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第22条第2項＞

7）委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第23条第1項＞

8）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第24条第1項＞

上記の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。＜同条第2項、第3項＞

9）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。＜信託約款第25条第1項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞

10）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第26条第1項＞

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

11）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第27条第1項＞

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

12）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付の指図を行うことができます。＜信託約款第28条第1項＞

１　株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

13）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第29条第1項＞

上記の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第2項、第3項＞

14）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第30条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第2項、第3項＞

15）外貨建資産への投資は行いません。＜信託約款「運用の基本方針」２．（３）＞

16）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。＜信託約款第38条第1項＞

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。＜同条第2項＞

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。＜同条第3項＞

借入金の利息は信託財産中より支弁します。＜同条第4項＞

17）デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。＜信託約款第27条の2＞

18）前記１）から17）までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。＜信託約款「運用の基本方針」２．（３）＞

②法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞マザーファンドの概要

朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド

※以下「⑶ 投資制限」までにおいて、「ファンド」、「信託財産」および「信託期間」とは、マザーファンドのそれらをいいます。

（１）投資方針

①投資対象

東京証券取引所第一部上場株式を主要投資対象とします。

②投資態度

１）TOPIXを上回る収益の確保を目指し、銘柄の選定にあたっては独自開発のクオンツモデル（コンピュータを用いて統計的手法により銘柄を選定する仕組み）を活用します。

２）クオンツモデルにより、魅力ある銘柄を業種分散などに配慮しながら銘柄選定を行います。

３）株式の組入れにあたってはフルインベストメントを基本とし、非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。

４）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（２）投資対象

①委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１）株券または新株引受権証書

２）国債証券

３）地方債証券

４）特別の法律により法人の発行する債券

５）社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

６）特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

８）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

９）特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10）コマーシャル・ペーパー

11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

12）外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記１）から11）までの証券または証書の性質を有するもの

13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、主として有価証券に投資を行うものとします。）

14）投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるもので、本邦通貨表示のものとします。）

15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるもので、本邦通貨表示のものとします。）

16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、有価証券にかかるものに限ります。）

17）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨表示のものとします。）

18）外国法人が発行する本邦通貨表示の譲渡性預金証書

19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもので、かつ、本邦通貨表示のもの

なお、１）の証券または証書、12）および17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものならびに14）の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券ならびに12）および17）の証券または証書のうち、２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

②委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１）預金

２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形

５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

③前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記②の１）から５）までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（３）投資制限

①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」２．（３）＞

②委託会社は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第10条第4項＞

③委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第10条第5項＞

④委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。＜信託約款第12条第1項＞

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。＜同条第2項＞

⑤委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第13条第1項＞

⑥委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第13条第2項＞

⑦委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第14条＞

⑧委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第15条第1項＞

上記の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。＜同条第2項、第3項＞

⑨委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第16条第1項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞

⑩委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第17条第1項＞

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

⑪委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第18条第1項＞

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

⑫委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付の指図を行うことができます。＜信託約款第19条第1項＞

１　株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

⑬委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第20条第1項＞

上記の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第2項、第3項＞

⑭委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第21条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第2項、第3項＞

⑮外貨建資産への投資は行いません。＜信託約款「運用の基本方針」２．（３）＞

⑯デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。＜信託約款第18条の2＞

⑰前記①から⑯までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。＜信託約款「運用の基本方針」２．（３）＞

３【投資リスク】

①リスクに関する留意点

１）ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

２）ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

３）ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

４）分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

②ファンドの主なリスク

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

１）株価変動リスク
株式の価格（株価）が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

２）信用リスク
発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

３）金利変動リスク
金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、ファンドの基準価額の変動要因となります。

４）繰上償還リスク
当ファンドは、受益権の口数が当初設定口数の10分の1を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

５）ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

③リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

１）パフォーマンス評価とリスク管理

ａ．パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等により、データベース化しています。

ｂ．当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。

ｃ．資産運用統括部へのフィードバックは、パフォーマンスレビュー委員会を通じて行っています。

２）運用にかかわるコンプライアンスチェック

ａ．担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。

ｂ．売買執行にかかるコンプライアンスチェックについては、事前チェックをトレーディング部が、売買執行後の事後チェックを管理部がそれぞれ担当し、そのチェック状況についてコンプライアンス室に報告を行っています。

ｃ．コンプライアンス室においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。

ｄ．コンプライアンス実践の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの実践に関する基本方針を立案し、各部およびコンプライアンス室に対して必要な指示を行う権限を有しています。

ｅ．コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。

（注）委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

［参考情報］

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

• 年間騰落率は、上記5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
• 分配金再投資基準価額は、2014年8月末を10,000として指数化しています。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

• グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
• ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※各資産クラスの指数
日本株…… 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株… MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）
新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債… NOMURA-BPI国債
先進国債… FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、2.16%[注]（税抜2.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。取得申込時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

注：消費税率が10%となった場合は2.2%となります。

（２）【換金（解約）手数料】
換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】
信託報酬は、信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し年1.296%[注]（税抜1.2%）の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。
信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
注：消費税率が10%となった場合は年1.32%となります。

信託報酬の配分およびそれを対価とする役務の内容は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.55%（税抜）	年率0.55%（税抜）	年率0.10%（税抜）
委託した資金の運用の対価	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（４）【その他の手数料等】
①換金する受益者が負担する信託財産留保額として、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が差し引かれ、信託財産に残されます。
②信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用を役務の対価とする監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.0054%[注1]（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。
ただし、年43万2千円[注2]（税抜40万円）を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。
注1：消費税率が10%となった場合は年0.0055%となります。
注2：消費税率が10%となった場合は年44万円となります。
③ファンドの組入有価証券売買時に支払う手数料を役務の対価とする売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引に要する費用、公社債の借入れにかかる費用、資産を外国で保管する場合の費用ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】
日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。
課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。
①個別元本について
１）追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。

３）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

②収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）とがあります。

１）普通分配金

＜イメージ図＞

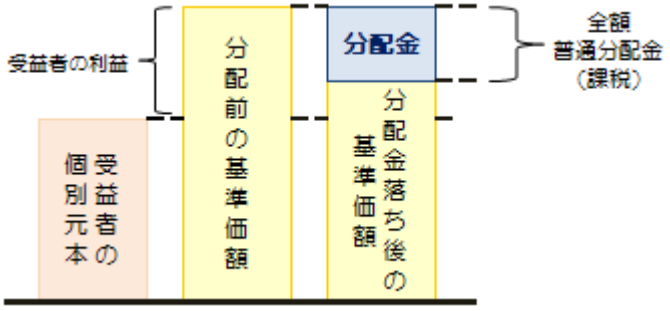

収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

２）元本払戻金（特別分配金）

＜イメージ図＞

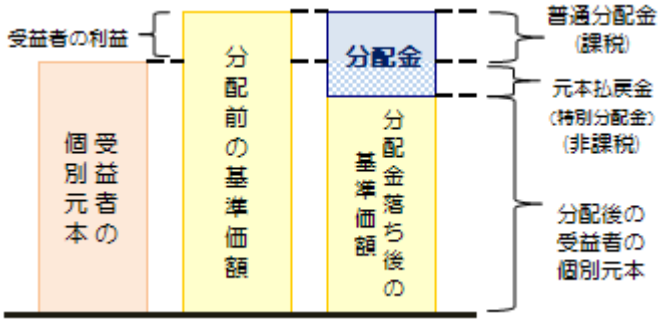

収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

③個人、法人別の課税の取扱いについて

１）個人の受益者に対する課税

ａ．収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用が可能です。）または申告分離課税を選択することもできます。

ｂ．ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時の解約価額[注]および償還時の償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

その税率は、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%）です。

注：解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

ｃ．損益通算について

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等や特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

ｄ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。NISA口座での損失と他の口座での配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２）法人の受益者に対する課税

ａ．収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

ｂ．ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

ｃ．益金不算入制度の適用はありません。

④確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、ご換金（解約）時および償還時における課税は行われません。

上記は、2019年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

2019年7月31日現在の状況を記載しています。
投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	投資国または地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	2,280,822,908	90.73
コール・ローン、その他（負債控除後）		233,015,808	9.27
合計（純資産総額）		2,513,838,716	100.00

（注）株価指数先物取引を買建てており、その時価は 234,900,000円（投資比率9.34%）となっています。

＜参考＞マザーファンドの投資状況
朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド

資産の種類	投資国または地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	2,207,216,810	96.77
コール・ローン、その他（負債控除後）		73,569,277	3.23
合計（純資産総額）		2,280,786,087	100.00

（注）株価指数先物取引を買建てており、その時価は 62,640,000円（投資比率2.75%）となっています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

１）主要銘柄の明細

種類	銘柄	国／地域	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド	日本	1,306,014,034	1.7150	2,239,814,068	1.7464	2,280,822,908	90.73

２）種類別投資比率

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	90.73
合計		90.73

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

種類	取引所	銘柄	限月	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪	TOPIX先物取引(買建)	2019年9月	15	231,450,000	234,900,000	9.34

＜参考＞マザーファンドの投資資産
朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド
①投資有価証券の主要銘柄
１） 主要銘柄の明細(評価金額上位30銘柄)

種類	銘柄名	国／地域	業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資比率 (%)
株式	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	12,600	5,152.5 64,921,500	5,628.0 70,912,800	3.11
	トヨタ自動車		輸送用機器	8,900	6,693.0 59,567,700	7,024.0 62,513,600	2.74
	リクルートホールディングス		サービス業	14,100	3,579.0 50,463,900	3,718.0 52,423,800	2.30
	キーエンス		電気機器	800	64,950.0 51,960,000	63,130.0 50,504,000	2.21
	ＫＤＤＩ		情報・通信業	17,100	2,751.5 47,050,650	2,853.5 48,794,850	2.14
	ＨＯＹＡ		精密機器	5,300	8,049.0 42,659,700	8,405.0 44,546,500	1.95
	ＮＴＴドコモ		情報・通信業	16,400	2,480.0 40,672,000	2,615.0 42,886,000	1.88
	村田製作所		電気機器	8,500	4,704.7 39,989,920	4,843.0 41,165,500	1.80
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ		銀行業	77,500	504.3 39,083,250	524.2 40,625,500	1.78
	日本たばこ産業		食料品	15,900	2,515.5 39,996,450	2,419.5 38,470,050	1.69
	丸紅		卸売業	47,800	729.2 34,855,760	710.0 33,938,000	1.49
	ネクソン		情報・通信業	18,600	1,595.0 29,667,000	1,732.0 32,215,200	1.41
	三井住友フィナンシャルグループ		銀行業	8,400	3,759.0 31,575,600	3,807.0 31,978,800	1.40
	東京エレクトロン		電気機器	1,700	14,810.0 25,177,000	18,695.0 31,781,500	1.39
	塩野義製薬		医薬品	5,200	6,219.0	6,057.0	1.38

					32,338,800	31,496,400	
	阪急阪神ホールディングス		陸運業	8,200	3,813.5 31,270,700	3,835.0 31,447,000	1.38
	東海旅客鉄道		陸運業	1,400	22,100.0 30,940,000	21,920.0 30,688,000	1.35
	東ソー		化学	20,000	1,486.0 29,720,000	1,533.0 30,660,000	1.34
	アステラス製薬		医薬品	19,600	1,462.5 28,665,000	1,553.5 30,448,600	1.34
	国際石油開発帝石		鉱業	30,600	993.1 30,388,860	961.3 29,415,780	1.29
	凸版印刷		その他製品	16,500	1,762.6 29,082,900	1,778.0 29,337,000	1.29
	マニー		精密機器	3,700	6,950.0 25,715,000	7,870.0 29,119,000	1.28
	アマダホールディングス		機械	23,400	1,236.1 28,924,740	1,208.0 28,267,200	1.24
	ヤフー		情報・通信業	88,000	316.0 27,808,000	321.0 28,248,000	1.24
	きんでん		建設業	17,000	1,631.6 27,737,200	1,656.0 28,152,000	1.23
	横浜ゴム		ゴム製品	13,900	1,987.0 27,619,300	2,011.0 27,952,900	1.23
	三越伊勢丹ホールディングス		小売業	31,700	896.9 28,431,730	868.0 27,515,600	1.21
	東宝		情報・通信業	6,400	4,238.7 27,127,680	4,250.0 27,200,000	1.19
	ＮＩＰＰＯ		建設業	13,000	2,116.0 27,508,000	2,084.0 27,092,000	1.19
	科研製薬		医薬品	5,100	5,140.0 26,214,000	5,310.0 27,081,000	1.19

２）　業種別投資比率

国内／外国	業種	投資比率(%)

国内	情報・通信業	19.22
	建設業	7.89
	電気機器	7.57
	サービス業	7.15
	医薬品	5.91
	小売業	5.75
	銀行業	5.74
	輸送用機器	4.34
	陸運業	4.27
	精密機器	3.23
	卸売業	2.91
	保険業	2.60
	機械	2.32
	食料品	2.00
	化学	2.00
	その他製品	1.99
	鉄鋼	1.63
	ゴム製品	1.62
	電気・ガス業	1.48
	不動産業	1.32
	鉱業	1.29
	石油・石炭製品	1.11
	空運業	1.03
	その他金融業	0.95
	証券、商品先物取引業	0.51
	繊維製品	0.40
	金属製品	0.36
	ガラス・土石製品	0.17
合計		96.77

②投資不動産物件
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	銘柄	限月	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪	TOPIX先物取引(買建)	2019年9月	4	61,720,000	62,640,000	2.75

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(円)		基準価額(円) (1万口当たりの純資産額)	
第11計算期間末 (2010年6月22日)	(分配付)	1,361,129,575	(分配付)	4,721
	(分配落)	1,361,129,575	(分配落)	4,721
第12計算期間末 (2011年6月22日)	(分配付)	1,276,019,082	(分配付)	4,428
	(分配落)	1,276,019,082	(分配落)	4,428
第13計算期間末 (2012年6月22日)	(分配付)	1,168,754,302	(分配付)	4,064
	(分配落)	1,168,754,302	(分配落)	4,064
第14計算期間末 (2013年6月24日)	(分配付)	1,643,282,641	(分配付)	5,858
	(分配落)	1,643,282,641	(分配落)	5,858

第15計算期間末 (2014年6月23日)	(分配付) (分配落)	1,274,022,508 1,274,022,508	(分配付) (分配落)	7,034 7,034
第16計算期間末 (2015年6月22日)	(分配付) (分配落)	2,058,549,012 2,058,549,012	(分配付) (分配落)	9,401 9,401
第17計算期間末 (2016年6月22日)	(分配付) (分配落)	1,981,333,406 1,981,333,406	(分配付) (分配落)	7,529 7,529
第18計算期間末 (2017年6月22日)	(分配付) (分配落)	2,506,024,870 2,506,024,870	(分配付) (分配落)	9,581 9,581
第19計算期間末 (2018年6月22日)	(分配付) (分配落)	2,732,541,911 2,612,397,123	(分配付) (分配落)	10,462 10,002
第20計算期間末 (2019年6月24日)	(分配付) (分配落)	2,472,549,438 2,472,549,438	(分配付) (分配落)	9,085 9,085
2018年 7月末		2,763,103,475		10,183
8月末		2,730,188,687		10,043
9月末		2,880,588,690		10,598
10月末		2,629,017,845		9,672
11月末		2,643,058,827		9,723
12月末		2,360,556,681		8,683
2019年 1月末		2,495,632,754		9,172
2月末		2,561,201,434		9,413
3月末		2,550,575,552		9,373
4月末		2,574,034,747		9,459
5月末		2,414,876,217		8,873
6月末		2,481,495,628		9,118
2019年 7月末		2,513,838,716		9,236

②【分配の推移】

		1万口当たりの分配額(円)
第11計算期間末	2010年6月22日	0
第12計算期間末	2011年6月22日	0
第13計算期間末	2012年6月22日	0
第14計算期間末	2013年6月24日	0
第15計算期間末	2014年6月23日	0
第16計算期間末	2015年6月22日	0
第17計算期間末	2016年6月22日	0
第18計算期間末	2017年6月22日	0
第19計算期間末	2018年6月22日	460
第20計算期間末	2019年6月24日	0

③【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第11計算期間	自　2009年 6月23日 至　2010年 6月22日	△ 2.64

第12計算期間	自　2010年 6月23日 至　2011年 6月22日	△ 6.21
第13計算期間	自　2011年 6月23日 至　2012年 6月22日	△ 8.22
第14計算期間	自　2012年 6月23日 至　2013年 6月24日	44.14
第15計算期間	自　2013年 6月25日 至　2014年 6月23日	20.08
第16計算期間	自　2014年 6月24日 至　2015年 6月22日	33.65
第17計算期間	自　2015年 6月23日 至　2016年 6月22日	△19.91
第18計算期間	自　2016年 6月23日 至　2017年 6月22日	27.25
第19計算期間	自　2017年 6月23日 至　2018年 6月22日	9.20
第20計算期間	自　2018年 6月23日 至　2019年 6月24日	△9.17

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して計算しています。

（４）【設定及び解約の実績】

期間		設定数量（口）	解約数量（口）
第11計算期間	自　2009年 6月23日 至　2010年 6月22日	4,911,726	22,543,756
第12計算期間	自　2010年 6月23日 至　2011年 6月22日	7,175,716	8,710,303
第13計算期間	自　2011年 6月23日 至　2012年 6月22日	4,888,104	11,026,896
第14計算期間	自　2012年 6月23日 至　2013年 6月24日	5,519,128	76,172,720
第15計算期間	自　2013年 6月25日 至　2014年 6月23日	1,529,742,180	2,523,719,876
第16計算期間	自　2014年 6月24日 至　2015年 6月22日	2,107,462,269	1,728,797,309
第17計算期間	自　2015年 6月23日 至　2016年 6月22日	2,581,786,276	2,139,920,309
第18計算期間	自　2016年 6月23日 至　2017年 6月22日	3,114,827	19,241,663
第19計算期間	自　2017年 6月23日 至　2018年 6月22日	5,026,497	8,720,159
第20計算期間	自　2018年 6月23日 至　2019年 6月24日	111,055,033	1,303,074

（参考情報）

運用実績

（2019年7月31日現在）

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,236 円	純資産総額	25.13 億円

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものとして計算しています。（設定日：1999年7月2日）
※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2015 年 6 月	0 円
2016 年 6 月	0 円
2017 年 6 月	0 円
2018 年 6 月	460 円
2019 年 6 月	0 円
設定来累計	3,960 円

※分配金は１万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

マザーファンドの資産の状況を記載しています。
※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

■資産別構成

		比率
株式		99.5％
	うち先物	2.7％
その他資産		0.5％
合計		100.0％

■組入上位10業種

	業種名	比率
1	情報・通信業	19.2%
2	建設業	7.9%
3	電気機器	7.6%
4	サービス業	7.2%
5	医薬品	5.9%
6	小売業	5.8%
7	銀行業	5.7%
8	輸送用機器	4.3%
9	陸運業	4.3%
10	精密機器	3.2%

※業種は東証33業種分類によります。

■組入上位10銘柄

	銘柄名	比率
1	ソフトバンクグループ	3.1%
2	トヨタ自動車	2.7%
3	リクルートホールディングス	2.3%
4	キーエンス	2.2%
5	ＫＤＤＩ	2.1%
6	ＨＯＹＡ	2.0%
7	ＮＴＴドコモ	1.9%
8	村田製作所	1.8%
9	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	1.8%
10	日本たばこ産業	1.7%

年間収益率の推移

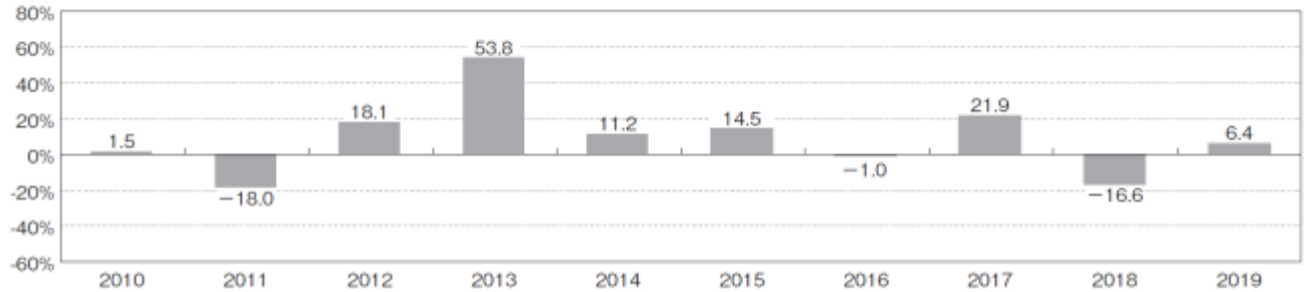

※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
※2019年は7月31日までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時[注]までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。

注：販売会社によっては午後3時より前に受付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

②取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

③当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。

④お申込み価額は、取得申込受付日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。

⑤お申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.16%[注]（税抜2.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

注：消費税率が10%となった場合は2.2%となります。

⑥取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

⑦「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款[注]」にしたがって契約を締結します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約[注]を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

⑧委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。取得申込みの受付けが中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとします。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求について＞

①解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時[注]までとし、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。

注：販売会社によっては午後3時より前に受付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

②委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

⑤ご解約価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.3%）を差し引いた額です。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。
ご解約価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

⑥ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として4営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

⑦信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

⑧委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受付けを取り消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して計算します。
当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。
当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド受益証券	移動平均法に基づき、基準価額により評価しています。

＜参考＞マザーファンドの主要投資対象およびその評価方法

株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。

②基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（2）【保管】

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限です。

※「（５）その他 ①信託の終了（償還）」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年6月23日から翌年6月22日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①信託の終了（償還）

１）委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が当初設定受益権口数の10分の1を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

２）委託会社は、１）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３）２）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

４）委託会社は、３）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、１）の信託契約の解約をしません。

５）委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６）３）から５）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、３）の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

７）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

８）委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更４）」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

９）受託会社がその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新たな受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

２）委託会社は、１）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３）２）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

４）委託会社は、３）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、１）の信託約款の変更をしません。

５）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、１）から５）　までの規定にしたがいます。

③反対者の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

④公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用報告書の作成および交付

１）委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を毎決算時および償還時に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に交付します。

２）委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（http://www.alamco.co.jp/）に掲載します。

３）２）の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑥関係法人との契約の更改

１）委託会社と受託会社との間の信託契約は無期限です。ただし、「①信託の終了（償還）」に該当することとなった場合には解約されます。

２）委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

⑦信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

②償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。
償還金は、信託終了日（以下「償還日」といいます。）後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

③換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。
詳細は、「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

④帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第１項の規定に基づき、第20期計算期間(2018年6月23日から2019年 6月24日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
【朝日ライフ クオンツ 日本株オープン】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 （2018年 6月22日現在）	第20期 （2019年 6月24日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	175,943,497	241,809,412
親投資信託受益証券	2,570,172,618	2,239,814,068
前払金	2,949,000	2,473,500
差入委託証拠金	4,650,000	6,525,000
流動資産合計	2,753,715,115	2,490,621,980
資産合計	2,753,715,115	2,490,621,980
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,789,100	1,948,500
未払金	321,640	－
未払収益分配金	120,144,788	－
未払受託者報酬	1,498,925	1,337,987
未払委託者報酬	16,488,144	14,717,820
未払利息	506	682
その他未払費用	74,889	67,553
流動負債合計	141,317,992	18,072,542
負債合計	141,317,992	18,072,542
純資産の部		
元本等		
元本	2,611,843,222	2,721,595,181
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	553,901	△249,045,743
（分配準備積立金）	199,568,700	227,069,847
元本等合計	2,612,397,123	2,472,549,438
純資産合計	2,612,397,123	2,472,549,438
負債純資産合計	2,753,715,115	2,490,621,980

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自　2017年 6月23日 至　2018年 6月22日	第20期 自　2018年 6月23日 至　2019年 6月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	248,607,279	△192,358,550
派生商品取引等損益	16,834,460	△22,880,340
営業収益合計	265,441,739	△215,238,890
営業費用		
支払利息	153,550	199,132
受託者報酬	2,928,884	2,810,494
委託者報酬	32,217,619	30,915,336
その他費用	154,505	190,516
営業費用合計	35,454,558	34,115,478
営業利益又は営業損失（△）	229,987,181	△249,354,368
経常利益又は経常損失（△）	229,987,181	△249,354,368
当期純利益又は当期純損失（△）	229,987,181	△249,354,368
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	454,023	△10,099
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△109,512,014	553,901
剰余金増加額又は欠損金減少額	677,545	3,108
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	380,331	3,108
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	297,214	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	258,483
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	258,483
分配金	120,144,788	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	553,901	△249,045,743

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額により評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	有価証券先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、当該取引所の発表する計算期間末日に知りうる直近の清算値段により評価しております。
３.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
４.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月23日から翌年6月22日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2018年 6月23日から2019年 6月24日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第19期 （2018年 6月22日現在）		第20期 （2019年 6月24日現在）	
１.信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		１.信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	2,615,536,884円	期首元本額	2,611,843,222円
期中追加設定元本額	5,026,497円	期中追加設定元本額	111,055,033円
期中一部解約元本額	8,720,159円	期中一部解約元本額	1,303,074円
２.計算期間の末日における受益権の総数	2,611,843,222口	２.計算期間の末日における受益権の総数	2,721,595,181口
		３.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その金額は249,045,743円であります。	
３.１単位（１万口）当たりの純資産額	10,002円	４.１単位（１万口）当たりの純資産額	9,085円
（１口当たりの純資産額）	(1.0002円)	（１口当たりの純資産額）	(0.9085円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第19期 自 2017年 6月23日 至 2018年 6月22日		第20期 自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日	
分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額	48,741,257円	費用控除後の配当等収益額	27,593,432円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	161,818,834円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	一円
	収益調整金額	597,952,975円	収益調整金額	631,662,592円
	分配準備積立金額	109,153,397円	分配準備積立金額	199,476,415円
	当ファンドの分配対象収益額	917,666,463円	当ファンドの分配対象収益額	858,732,439円
	当ファンドの期末残存口数	2,611,843,222口	当ファンドの期末残存口数	2,721,595,181口
	１万口当たり収益分配対象額	3,513円	１万口当たり収益分配対象額	3,155円
	１万口当たり分配金額	460円	１万口当たり分配金額	一円
	収益分配金金額	120,144,788円	収益分配金金額	一円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第19期 自 2017年 6月23日 至 2018年 6月22日	第20期 自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、信用リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。※目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目を記載しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。	同左

４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

第19期 （2018年 6月22日現在）	第20期 （2019年 6月24日現在）
１.貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１.貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
２.時価の算定方法 （１）親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	２.時価の算定方法 （１）親投資信託受益証券 同左
（２）派生商品評価勘定 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。	（２）派生商品評価勘定 同左
（３）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（３）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第19期(自 2017年 6月23日 至 2018年 6月22日)

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	247,461,279
合計	247,461,279

第20期(自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日)

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△190,939,253

合計	△190,939,253

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
(株式関連)
第19期（2018年 6月22日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	159,569,100	-	156,780,000	△2,789,100
合計		159,569,100	-	156,780,000	△2,789,100

第20期（2019年 6月24日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	233,398,500	-	231,450,000	△1,948,500
合計		233,398,500	-	231,450,000	△1,948,500

（注）時価の算定方法
先物取引
国内先物取引について
先物取引の残高表示は、契約額によっております。
先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第19期 自 2017年 6月23日 至 2018年 6月22日	第20期 自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日
該当事項はありません。	同左

（４）【附属明細表】
第１　有価証券明細表
１）株式（2019年 6月24日現在）
該当事項はありません。

２）株式以外の有価証券（2019年 6月24日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド	1,306,014,034	2,239,814,068	
	日本円 小計	銘柄数：1 組入時価比率：90.6%	1,306,014,034	2,239,814,068 100.0%	
合計				2,239,814,068	

(注1)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。
(注2)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額の割合、および、合計金額に対する評価額の割合であります。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（デリバティブ取引等に関する注記）取引の時価等に関する事項」にて開示しておりますので、記載を省略しております。

（参考情報）

当ファンドは、「朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、「朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド」の状況は以下のとおりです。

「朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

	（2018年 6月22日現在）	（2019年 6月24日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	142,981,638	52,494,672
株式	2,412,443,990	2,173,180,850
未収配当金	14,893,025	12,281,026
前払金	2,359,200	659,600
差入委託証拠金	-	1,740,000
流動資産合計	2,572,677,853	2,240,356,148
資産合計	2,572,677,853	2,240,356,148
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	619,800	519,600
未払金	1,929,840	-
未払利息	411	148
その他未払費用	-	125
流動負債合計	2,550,051	519,873
負債合計	2,550,051	519,873
純資産の部		
元本等		
元本	1,380,922,318	1,306,014,034
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,189,205,484	933,822,241
元本等合計	2,570,127,802	2,239,836,275
純資産合計	2,570,127,802	2,239,836,275
負債純資産合計	2,572,677,853	2,240,356,148

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、監査対象ファンドの計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	有価証券先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、監査対象ファンドの計算期間末日に知りうる当該取引所の発表する直近の清算値段により評価しております。

３.収益及び費用の計上基準	受取配当金 　原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 　約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 　約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（2018年 6月22日現在）		（2019年 6月24日現在）	
１.監査対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		１.監査対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	1,396,293,305円	期首元本額	1,380,922,318円
期中追加設定元本額	－円	期中追加設定元本額	－円
期中一部解約元本額	15,370,987円	期中一部解約元本額	74,908,284円
２.元本の内訳※		２.元本の内訳※	
朝日ライフ クオンツ 日本株オープン	1,380,922,318円	朝日ライフ クオンツ 日本株オープン	1,306,014,034円
３.監査対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	1,380,922,318口	３.監査対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	1,306,014,034口
４.担保資産 株価指数先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下の資産を差入れております。		４.担保資産 株価指数先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下の資産を差入れております。	
株式	14,398,000円	株式	13,386,000円
合計	14,398,000円	合計	13,386,000円
５.１単位（１万口）当たりの純資産額	18,612円	５.１単位（１万口）当たりの純資産額	17,150円
（１口当たりの純資産額）	(1.8612円)	（１口当たりの純資産額）	(1.7150円)

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額であります。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

期別 項目	自 2017年 6月23日 至 2018年 6月22日	自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左

2.金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、信用リスク、金利変動リスク、流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。※目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目を記載しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

（2018年 6月22日現在）	（2019年 6月24日現在）
１.貸借対照表計上額、時価およびその差額 　貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１.貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
２.時価の算定方法 （１）株式 　「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	２.時価の算定方法 （１）株式 同左
（２）派生商品評価勘定 　「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。	（２）派生商品評価勘定 同左
（３）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 　これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（３）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
(自 2017年 6月23日 至 2018年 6月22日)

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△20,853,910
合計	△20,853,910

(自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日)

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△69,200,855
合計	△69,200,855

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
(株式関連)
（2018年 6月22日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	35,459,800	-	34,840,000	△619,800
合計		35,459,800	-	34,840,000	△619,800

（2019年 6月24日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益

市場取引	株価指数先物取引 買建	62,239,600	-	61,720,000	△519,600
合計		62,239,600	-	61,720,000	△519,600

（注）時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2017年 6月23日 至 2018年 6月22日	自 2018年 6月23日 至 2019年 6月24日
該当事項はありません。	同左

附属明細表

第１　有価証券明細表

１）株式（2019年 6月24日現在）

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	日本水産	14,000	690.00	9,660,000	
	国際石油開発帝石	30,600	993.10	30,388,860	
	大成建設	5,200	3,945.00	20,514,000	
	大林組	23,800	1,054.00	25,085,200	
	清水建設	30,700	898.00	27,568,600	
	鹿島建設	19,000	1,486.00	28,234,000	
	西松建設	4,400	2,056.00	9,046,400	
	新日本建設	7,400	919.00	6,800,600	
	日比谷総合設備	4,600	1,869.00	8,597,400	
	日本たばこ産業	15,900	2,515.50	39,996,450	
	東洋紡	3,900	1,257.00	4,902,300	
	オンワードホールディングス	6,900	597.00	4,119,300	
	東ソー	20,000	1,486.00	29,720,000	
	信越化学工業	2,000	9,601.00	19,202,000	
	花王	900	8,400.00	7,560,000	
	資生堂	400	8,473.00	3,389,200	
	武田薬品工業	5,600	3,741.00	20,949,600	
	アステラス製薬	25,800	1,462.50	37,732,500	
	塩野義製薬	5,200	6,219.00	32,338,800	
	中外製薬	4,600	7,030.00	32,338,000	
	科研製薬	5,100	5,140.00	26,214,000	
	第一三共	500	5,977.00	2,988,500	
	ビーピー・カストロール	2,400	1,430.00	3,432,000	
	ＪＸＴＧホールディングス	16,000	532.30	8,516,800	
	横浜ゴム	13,900	1,987.00	27,619,300	
	バンドー化学	9,600	986.00	9,465,600	
	日本カーボン	900	4,210.00	3,789,000	
	愛知製鋼	800	3,120.00	2,496,000	
	東プレ	5,000	1,723.00	8,615,000	
	ＤＭＧ森精機	4,200	1,592.00	6,686,400	
	オプトラン	2,200	2,162.00	4,756,400	
	ダイキン工業	300	13,850.00	4,155,000	

平和	12,000	2,229.00	26,748,000	
マースグループホールディングス	3,100	2,034.00	6,305,400	
ツバキ・ナカシマ	5,100	1,745.00	8,899,500	
ミネベアミツミ	3,500	1,730.00	6,055,000	
日立製作所	1,200	3,949.00	4,738,800	
日本電産	200	14,230.00	2,846,000	
パナソニック	40,700	883.30	35,950,310	
ソニー	4,100	5,752.00	23,583,200	
キーエンス	800	64,950.00	51,960,000	
ファナック	300	20,040.00	6,012,000	
村田製作所	6,700	4,672.00	31,302,400	
キヤノン	1,300	3,236.00	4,206,800	
東京エレクトロン	2,400	14,810.00	35,544,000	
トヨタ自動車	8,900	6,693.00	59,567,700	代用有価証券 2,000株
新明和工業	6,900	1,350.00	9,315,000	
ＮＯＫ	12,900	1,538.00	19,840,200	
本田技研工業	3,500	2,785.50	9,749,250	
ＳＵＢＡＲＵ	4,200	2,532.50	10,636,500	
エクセディ	4,100	2,209.00	9,056,900	
シマノ	300	16,430.00	4,929,000	
マニー	3,700	6,950.00	25,715,000	
ＨＯＹＡ	5,300	8,049.00	42,659,700	
朝日インテック	2,200	5,230.00	11,506,000	
大建工業	100	2,238.00	223,800	
ピジョン	2,200	4,355.00	9,581,000	
任天堂	200	38,150.00	7,630,000	
中部電力	5,700	1,549.00	8,829,300	
中国電力	5,200	1,373.00	7,139,600	
四国電力	4,800	1,002.00	4,809,600	
電源開発	2,200	2,431.00	5,348,200	
東京瓦斯	2,000	2,598.00	5,196,000	
大阪瓦斯	2,000	1,911.00	3,822,000	
東日本旅客鉄道	500	10,035.00	5,017,500	
東海旅客鉄道	1,400	22,100.00	30,940,000	
セイノーホールディングス	19,300	1,401.00	27,039,300	
ネクソン	18,600	1,595.00	29,667,000	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	76,500	297.00	22,720,500	
フジ・メディア・ホールディングス	18,200	1,506.00	27,409,200	
オービック	2,300	12,760.00	29,348,000	
ヤフー	88,000	316.00	27,808,000	
トレンドマイクロ	5,200	4,935.00	25,662,000	
ウェザーニューズ	2,600	3,330.00	8,658,000	
兼松エレクトロニクス	2,100	2,979.00	6,255,900	
日本テレビホールディングス	11,800	1,562.00	18,431,600	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	21,500	420.00	9,030,000	
日本電信電話	3,600	4,989.00	17,960,400	
ＫＤＤＩ	18,100	2,751.50	49,802,150	
光通信	200	23,380.00	4,676,000	
ＮＴＴドコモ	16,400	2,480.00	40,672,000	
ＮＳＤ	2,900	3,140.00	9,106,000	
ソフトバンクグループ	6,300	10,305.00	64,921,500	
伊藤忠商事	13,600	2,075.00	28,220,000	
丸紅	47,800	729.20	34,855,760	
三井物産	1,100	1,784.50	1,962,950	
三菱商事	2,600	2,884.50	7,499,700	

	ユアサ商事	2,300	3,005.00	6,911,500	
	阪和興業	2,200	2,853.00	6,276,600	
	伊藤忠エネクス	7,400	857.00	6,341,800	
	日鉄物産	1,900	4,375.00	8,312,500	
	因幡電機産業	1,600	4,450.00	7,120,000	
	エービーシー・マート	3,900	6,980.00	27,222,000	
	ＺＯＺＯ	3,300	1,928.00	6,362,400	
	セブン＆アイ・ホールディングス	500	3,648.00	1,824,000	
	サンマルクホールディングス	3,700	2,300.00	8,510,000	
	コジマ	11,700	482.00	5,639,400	
	西松屋チェーン	9,900	822.00	8,137,800	
	しまむら	3,300	7,980.00	26,334,000	
	高島屋	22,400	1,114.00	24,953,600	
	エイチ・ツー・オー　リテイリング	4,100	1,200.00	4,920,000	
	ケーズホールディングス	6,800	1,028.00	6,990,400	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	83,100	504.30	41,907,330	
	りそなホールディングス	10,700	442.90	4,739,030	
	三井住友トラスト・ホールディングス	1,900	3,918.00	7,444,200	
	三井住友フィナンシャルグループ	8,400	3,759.00	31,575,600	
	千葉銀行	13,000	532.00	6,916,000	
	群馬銀行	13,000	380.00	4,940,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	3,000	1,936.00	5,808,000	
	ほくほくフィナンシャルグループ	4,800	1,098.00	5,270,400	
	広島銀行	10,300	512.00	5,273,600	
	みずほフィナンシャルグループ	139,500	154.60	21,566,700	
	大和証券グループ本社	10,000	480.50	4,805,000	
	野村ホールディングス	20,700	379.30	7,851,510	
	ＳＯＭＰＯホールディングス	1,700	4,146.00	7,048,200	
	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	3,100	3,416.00	10,589,600	
	第一生命ホールディングス	6,700	1,600.50	10,723,350	
	東京海上ホールディングス	3,400	5,394.00	18,339,600	
	Ｔ＆Ｄホールディングス	4,600	1,132.50	5,209,500	
	クレディセゾン	1,800	1,256.00	2,260,800	
	オリックス	7,800	1,601.00	12,487,800	
	三菱ＵＦＪリース	12,300	580.00	7,134,000	
	ヒューリック	29,000	869.00	25,201,000	
	パーク２４	11,200	2,472.00	27,686,400	
	東京建物	21,600	1,266.00	27,345,600	
	ジェイエイシーリクルートメント	3,200	2,505.00	8,016,000	
	ＧＣＡ	6,100	732.00	4,465,200	
	カカクコム	9,100	2,022.00	18,400,200	
	インフォマート	14,900	1,812.00	26,998,800	
	アルプス技研	2,600	1,882.00	4,893,200	
	オリエンタルランド	100	13,470.00	1,347,000	
	リソー教育	14,600	449.00	6,555,400	
	ユー・エス・エス	13,900	2,143.00	29,787,700	
	フルキャストホールディングス	4,000	2,391.00	9,564,000	
	アイ・アールジャパンホールディングス	800	2,755.00	2,204,000	
	リクルートホールディングス	14,100	3,579.00	50,463,900	
	アトラエ	800	2,395.00	1,916,000	
	グレイステクノロジー	800	2,808.00	2,246,400	
	メイテック	900	5,720.00	5,148,000	
	ニチイ学館	5,700	1,570.00	8,949,000	
日本円小計	銘柄数：140 組入時価比率：97.0%	1,428,400		2,173,180,850 100.0%	

合　計	1,428,400		2,173,180,850	

(注)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額の割合、および、合計金額に対する評価額の割合であります。

２）株式以外の有価証券（2019年 6月24日現在）

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（デリバティブ取引等に関する注記）取引の時価等に関する事項」にて開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2019年7月31日

Ⅰ　資産総額	2,521,877,610 円
Ⅱ　負債総額	8,038,894 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,513,838,716 円
Ⅳ　発行済数量	2,721,775,135 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9236 円
（1万口当たり純資産額）	（ 9,236 円）

＜参考＞マザーファンドの現況
朝日ライフ クオンツ 日本株マザーファンド

2019年7月31日

Ⅰ　資産総額	2,282,046,457 円
Ⅱ　負債総額	1,260,370 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,280,786,087 円
Ⅳ　発行済数量	1,306,014,034 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7463 円
（1万口当たり純資産額）	（ 17,464 円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換の手続等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

２．受益者に対する特典

ありません。

３．譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

４．受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

５．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

①資本金の額等（2019年7月末現在）

１）資本金：3,000百万円

２）発行可能株式総数：64,000株

３）発行済株式総数：32,000株

４）最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

②委託会社の機構

・会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

・投資運用の意思決定機構

１）ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかわる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

ａ．ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別（株式および債券）運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。

ｂ．投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

２）運用各部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

３）パフォーマンスレビュー委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

（注）委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

2019年7月31日現在、当社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	18	72,432
追加型株式投資信託	63	394,606
合計	81	467,038

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となっております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

期別		第33期（2018年3月31日）		第34期（2019年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金			3,617,250		3,855,371
有価証券			704,422		-
前払費用	※2		54,207		45,656
未収委託者報酬			274,669		259,774
未収運用受託報酬	※2		552,340		370,262
未収還付法人税等			-		66,384
未収収益			23,805		20,104
その他			1,648		4,008
流動資産計			5,228,344		4,621,562
固定資産					
有形固定資産					
建物	※1	9,457		8,402	
器具備品	※1	31,703	41,160	39,577	47,980
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		10,282	13,058	7,491	10,267
投資その他の資産					
投資有価証券		19,821		15,981	
関係会社株式		38,291		38,291	
長期差入保証金	※2	37,299		36,642	
長期前払費用		4,077		2,329	
繰延税金資産		93,012	192,502	64,186	157,431
固定資産計			246,720		215,679
資産合計			5,475,065		4,837,241

（単位：千円）

期別		第33期（2018年3月31日）		第34期（2019年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
（負債の部）					
流動負債					
預り金			96,656		15,922
未払金					
未払手数料		89,883		83,627	
その他未払金		67,657	157,540	29,375	113,002
未払費用	※2		356,867		390,894
未払法人税等			248,927		-
未払消費税等			73,932		16,560
賞与引当金			143,674		146,741
流動負債計			1,077,599		683,121
負債合計			1,077,599		683,121
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000	524,000	524,000
利益剰余金					
利益準備金		226,000		226,000	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		646,577	872,577	402,404	628,404
株主資本合計			4,396,577		4,152,404
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			888		1,716
評価・換算差額等合計			888		1,716
純資産合計			4,397,466		4,154,120
負債・純資産合計			5,475,065		4,837,241

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期別		第33期 （自　2017年4月 1日 至　2018年3月31日）		第34期 （自　2018年4月 1日 至　2019年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益					
委託者報酬		2,823,503		3,105,583	
運用受託報酬		2,032,822		1,546,662	
その他営業収益		179,956	5,036,283	176,663	4,828,909
営業費用	※1				
支払手数料			815,521		917,830
広告宣伝費			11,519		11,370
公告費			200		200
調査費					
調査費		449,351		510,829	
委託調査費		1,561,756		1,632,411	
図書費		1,343	2,012,451	1,226	2,144,467
営業雑経費					
通信費		2,894		3,457	
印刷費		11,779		14,371	
協会費		4,655		5,738	
諸会費		2,480		2,975	
その他営業雑経費		538	22,347	389	26,931
営業費用計			2,862,040		3,100,800
一般管理費	※1				
給料					
役員報酬		80,534		72,762	
給料・手当		685,693		724,969	
賞与		80,291	846,519	42,241	839,974
交際費			4,177		4,005
寄付金			34,108		14,370
旅費交通費			19,598		18,705
租税公課			43,067		33,696
不動産賃借料			101,561		98,887
退職給付費用			41,914		41,238
福利厚生費			126,273		121,438
賞与引当金繰入			124,973		127,451
固定資産減価償却費			18,811		19,861
諸経費			115,170		118,222
一般管理費計			1,476,178		1,437,853
営業利益			698,064		290,256
営業外収益					
受取配当金	※1		33,246		40,923
有価証券利息			2,656		1,397

受取利息			19		20
受取賃借料			14,671		11,598
雑収入			282		282
営業外収益計			50,877		54,222
営業外費用					
雑損			84		1,599
営業外費用計			84		1,599
経常利益			748,857		342,878
特別利益					
投資有価証券売却益			56		11
特別利益計			56		11
特別損失					
固定資産除却損	※2		0		128
投資有価証券売却損			-		124
特別損失計			0		252
税引前当期純利益			748,914		342,637
法人税、住民税及び事業税		258,554		58,350	
法人税等調整額		△ 32,311	226,243	28,460	86,810
当期純利益			522,670		255,826

（３）【株主資本等変動計算書】

第33期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
					繰越利益剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	323,907	549,907	4,073,907	587	587	4,074,495
当期変動額										
剰余金の配当					△200,000	△200,000	△200,000			△200,000
当期純利益					522,670	522,670	522,670			522,670
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								300	300	300
当期変動額合計					322,670	322,670	322,670	300	300	322,971
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	646,577	872,577	4,396,577	888	888	4,397,466

第34期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
					繰越利益剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	646,577	872,577	4,396,577	888	888	4,397,466
当期変動額										
剰余金の配当					△500,000	△500,000	△500,000			△500,000
当期純利益					255,826	255,826	255,826			255,826
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								827	827	827
当期変動額合計					△244,173	△244,173	△244,173	827	827	△243,346
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	402,404	628,404	4,152,404	1,716	1,716	4,154,120

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。
この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」92,806千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」93,012千円に含めて表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

（単位：千円）

項目	第33期 （2018年3月31日）	第34期 （2019年3月31日）
※1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	38,248	39,303
器具備品	112,589	119,098
※2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	5,995	5,995
未収運用受託報酬	4,368	4,242
長期差入保証金	39,651	39,651
未払費用	7,238	6,926

（損益計算書関係）

（単位：千円）

項目	第33期 （自　2017年4月 1日 至　2018年3月31日）	第34期 （自　2018年4月 1日 至　2019年3月31日）
※1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	142,150	142,832

一般管理費	221,528	231,938
受取配当金	33,150	40,800
※2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	0	128

（株主資本等変動計算書関係）

第33期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250円	2017年3月31日	2017年6月23日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	500,000,000	利益剰余金	15,625円	2018年3月31日	2018年6月21日

第34期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	500,000,000	15,625円	2018年3月31日	2018年6月21日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日

2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250円	2019年3月31日	2019年6月20日

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の募集または私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式、投資信託、及び満期保有目的の債券が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第33期（2018年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	3,617,250	3,617,250	―
（2）未収委託者報酬	274,669	274,669	―
（3）未収運用受託報酬	552,340	552,340	―
（4）有価証券及び投資有価証券			
①　満期保有目的の債券	704,422	706,350	1,927
②　その他有価証券	19,821	19,821	―
（5）未払費用	356,867	356,867	―

第34期（2019年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	3,855,371	3,855,371	―
（2）未収委託者報酬	259,774	259,774	―
（3）未収運用受託報酬	370,262	370,262	―
（4）投資有価証券			
その他有価証券	15,981	15,981	―
（5）未払費用	390,894	390,894	―

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、並びに（5）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	2018年3月31日	2019年3月31日
非上場株式	38,291	38,291

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期（2018年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	3,617,250	―	―	―
未収委託者報酬	274,669	―	―	―
未収運用受託報酬	552,340	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（1）国債・地方債等	604,054	―	―	―
（2）社債	―	―	―	―
（3）その他	100,367	―	―	―
合計	5,148,682	―	―	―

第34期（2019年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	3,855,371	―	―	―
未収委託者報酬	259,774	―	―	―
未収運用受託報酬	370,262	―	―	―
合計	4,485,408	―	―	―

（有価証券関係）

1.満期保有目的の債券

第33期（2018年3月31日）　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	（1）国債・地方債等	604,054	605,310	1,255
	（2）社債	―	―	―
	（3）その他	100,367	101,040	672
	小計	704,422	706,350	1,927

時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	―	―	―
	(2) 社債	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	―	―	―
合計		704,422	706,350	1,927

2.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3.その他有価証券

第33期（2018年3月31日）　（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	9,600	11,761	2,161
	小計	9,600	11,761	2,161
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	8,940	8,060	△ 880
	小計	8,940	8,060	△ 880
合計		18,540	19,821	1,281

第34期（2019年3月31日）　（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	9,600	12,245	2,645
	小計	9,600	12,245	2,645
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	3,908	3,736	△ 171
	小計	3,908	3,736	△ 171
合計		13,508	15,981	2,473

4.事業年度中に売却したその他有価証券

第33期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）　（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	5,056	56	-
合計	5,056	56	-

第34期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）　（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	5,887	11	124
合計	5,887	11	124

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、2007年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2.退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	第33期 （自　2017年4月 1日 至　2018年3月31日）	第34期 （自　2018年4月 1日 至　2019年3月31日）
確定拠出掛金等	41,914	41,238

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

（単位：千円）

	第33期 （2018年3月31日）	第34期 （2019年3月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	15,963	781
未払事業所税	1,034	1,021
賞与引当金	58,376	44,762
未払役員報酬	97	98
未払法定福利費	8,879	6,822
未払寄付金	609	608
未払確定拠出掛金	1,081	1,080
未返還投資顧問料	1,592	1,523
未払監査費用	4,901	4,225
未払調査費	－	654
関係会社株式評価損	3,689	3,689
敷金	2,351	2,518
税務上の繰延資産	868	3,366
小計	99,445	71,151
評価性引当額	△6,040	△6,207
繰延税金資産合計	93,405	64,944
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	392	757
繰延税金負債合計	392	757
繰延税金資産の純額	93,012	64,186

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

（単位：%）

	第33期 （2018年3月31日）	第34期 （2019年3月31日）
法定実効税率	30.86	30.62
（調整）		
永久に損金に算入されない項目	0.31	0.62
永久に益金に算入されない項目	△1.37	△3.65

住民税均等割	0.31	0.67
評価性引当額の増減	0.02	0.05
法人税額の特別控除額	-	△2.82
その他	0.08	△0.15
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.21	25.34

（持分法損益等）

（単位：千円）

	第33期 （自　2017年4月 1日 至　2018年3月31日）	第34期 （自　2018年4月 1日 至　2019年3月31日）
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	161,174	164,330
持分法を適用した場合の投資利益の金額	41,723	43,956

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

1.当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

2.当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

3.当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第33期 （自　2017年4月 1日 至　2018年3月31日）	第34期 （自　2018年4月 1日 至　2019年3月31日）
期首残高	20,127	19,581
増減額（△は減少）	△545	△545
期末残高	19,581	19,036

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第33期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

2.地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

第34期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

2.地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1.関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第33期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	126,000	生命保険業	（被所有）直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員の兼任	運用受託報酬	47,557	未収運用受託報酬	4,368
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	221,528	前払費用	5,995

第34期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	91,000	生命保険業	（被所有）直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員の兼任	運用受託報酬	47,155	未収運用受託報酬	4,242
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	231,938	前払費用	5,995

（注）1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2.取引条件及び取引条件の決定方針等
投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。
証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。
3.営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2.親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場しておりません）

（1株当たり情報）

（単位：円）

項目	第33期（自　2017年4月 1日　至　2018年3月31日）	第34期（自　2018年4月 1日　至　2019年3月31日）
1株当たり純資産額	137,420.83	129,816.27
1株当たり当期純利益	16,333.46	7,994.58

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第33期（自　2017年4月 1日　至　2018年3月31日）	第34期（自　2018年4月 1日　至　2019年3月31日）
損益計算書上の当期純利益	522,670千円	255,826千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	522,670千円	255,826千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

①定款の変更等

１）委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

２）委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。

３）委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

②訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜受託会社＞

①名称

みずほ信託銀行株式会社

②資本金の額（2019年3月現在）

247,369百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜販売会社＞

①名称	②資本金の額 (単位：百万円)	③事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	同上
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	同上
カブドットコム証券株式会社	7,196	同上
極東証券株式会社	5,251	同上
立花証券株式会社	6,695	同上
マネックス証券株式会社	12,200	同上
丸八証券株式会社	3,751	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上

（注）資本金の額は、2019年3月末現在を記載しています。

２【関係業務の概要】

＜受託会社＞

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

＜販売会社＞

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

３【資本関係】

受託会社および販売会社との間に資本関係はありません。

第３【その他】

①目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用するほか、ファンドの形態等を記載することがあります。

②請求目論見書に信託約款の全文を掲載します。

③目論見書に、以下の内容を記載することがあります。

１）金融商品取引法上の目論見書である旨

２）金融商品取引業者登録番号、設立年月日、運用する投資信託財産の合計純資産総額などの委託会社に関する情報

３）請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に記載されている旨

４）目論見書の使用開始日

５）届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

６）投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

７）請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨

８）購入に際しては目論見書の内容を十分に読むべき旨

④当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

⑤目論見書の別称として、「投資信託説明書」という名称を用いることがあります。

⑥目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

⑦目論見書の運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

２０１９年6月１９日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　伊藤　志保　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　窪寺　　信　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の２０１８年４月１日から２０１９年3月３１日までの第３４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の２０１９年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

２０１９年8月１４日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　伊藤　志保　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日ライフ クオンツ 日本株オープンの２０１８年6月２３日から２０１９年6月２４日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ クオンツ 日本株オープンの２０１９年6月２４日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。